

第474回（定例）福崎町議会会議録

平成29年6月22日（木）

午前9時30分 開 会

1. 平成29年6月22日、第474回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、あらかじめ通告がありました議員からの一般質問であります。
それでは、日程により、通告順に発言を許可いたします。
5番目の通告者は、山口純議員であります。

質問項目は

- 1、部活指導について
- 2、さるびあドームの利用について

以上、山口議員。

山口 純議員 議席番号8番の山口純です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まずは、部活指導についてということなのですが、西中学校の野球部の部活指導についてです。グラウンドを囲んでいる防球ネットに向けて、バッティング練習をしているようなのですが、この防球ネットが破れて、穴が空いているんですね。あるいは、すき間が空いているのにもかかわらず、バッティング練習をその防球ネットに向かって繰り返すものですから、球が外へ飛び出して、すぐ隣がもち麦の田んぼになってるんですが、そこに入っていると。つい先日、私、5月の末から6月の頭、3日間ほど、もち麦の収穫体験をさせていただいております、農作業をされている方と一緒に収穫体験しておりました。じゃあ、朝練に来てる、部活の子たちが、バッティング練習をされてたと、そのときに、そのバッティング練習した球が、バットで振った、結構強打ですね。ライナーと言ったらいいんですかね。そのバッティング練習した球が網を突き抜けて、網を突き抜けたというか、穴の空いたところからボールが出て、その農作業されている方に当たってしまったと、そういう事故も起きてしまっております。

事故にあった方には、けがはなかったんですが、部活指導に疑問を感じました。野球部の部活指導について、適切なバッティング指導だったのかと、あと、長年破れてつぎはぎだらけの防球ネット対策も含めた練習環境整備について、お考えを伺います。

学校教育課長 部活動の指導につきましては、先ほどお話のあります中で、トスバッティング用のゲージにつきましては、4体を配備して行っております。ただ、それでは足りない部分もございますので、今、言われております敷地境界にある防球ネットのさらに5メートルほど内側に、トスバッティング用のネットを自分たちで、高木を使って張っております。それに向かってトスバッティングを行っておるという状況で、現場を部活の顧問、教頭先生らと確認を改めてさせていただきましたが、その方法自体は効果的な方法であるというふうにも考えております。ただ、下手やから練習してるというところもございまして、張ってるネットよりも少し高い打球になったときに防球ネットへ行くと、ライナー性の打球で行くこともあるなということは、議員ご指摘のとおりだと思います。それが、防球ネットに穴が空いているということで、ボールがそのまま田んぼへ行ってしまったものというふうに思います。

それにつきまして、先日、学校としても部活顧問及び部員ができるだけ農地の方にご迷惑をおかけしないようにという思いを持ちながら部活に取り組んでいるということは確認をさせていただいたんですが、改めて顧問から指導をしていくようにという指示はさせていただいたところでございます。

また、練習環境整備ということでございますが、昨年度の末に野球部バックネット、大きなバックネットの金網にも穴が空いていたという状況を解消するために、金網の全面の張り替えの工事を入札により実施をいたしました。その上で、ご指摘いただいている南の境界にある防球ネットにつきましては、学校の

考えとしては、既に予備のつぎあて用のネットを購入しておりました、これまで教師の手作業で補修を行っていたとのことでありました。ですが、今回現場を確認いたしますと、手の届くところでも穴が空いているところがあると、それは手が回っていないというようなことでもございました。加えまして、高さが５メートル以上の手作業が困難なところにも大きな穴が空いているところもございました。これにつきまして、現在、業者に見積もりを依頼をしております。高所の作業車も必要になるということで、ちょっと我々が思っているよりも金額が高いものが出そうなので、今ちょっと価格交渉等も行っているところでございます。

以上でございます。

山口 純議員 ２年ほど前から、その農業者の方からは、ボールがその練習場から飛び出してその田んぼに入っているということで聞いてました。今回ボールがその農業者の方に当たってしまったという事故があったので、この質問をさせていただいているわけですが、その出た球の数というのは相当な数あるんですが、ひとまずこの野球の練習の球、この値段をお伺いします。

学校教育課長 現在、２種類の球を使っております。試合球につきましては、１個５４０円、それから、練習球につきましては、１個２５２円でございます。

山口 純議員 その田んぼに入ったままの球が相当な数があるわけですね。去年なんかはその農業者の方が実際その田んぼに入られて、球を拾った数がもう１００個以上になったということをお伺いしています。それを要するにグラウンドのほうに投げ返して戻してるんですけども、その戻した球を返したら、ちょっとはっきり言って未確認ですけども、そんな汚い球返してもらったら困るみたいなこと言われたと、というようなこともありました。その１００個以上の球を見つけて、その田んぼを受け持つ農業者の方がそれ聞いたわけですが、実際に。やっぱりその農業者の方が言っておられたのは、やっぱり練習の１球を大事にできない者が、試合の１球を大事にできるわけがないと、このようにおっしゃっております。

教育基本法の第１条に、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないとありました。練習の球一つ大事にできないものが、１条にあるような人格者に育つか、少し疑問に思います。この点、教育長の考え、お伺いできたらと思うんですが、お願いします。

教 育 長 今、議員がおっしゃるとおりが基本に書かれております。それを目指すために、教師も子どもたちも一生懸命に取り組んでいる、そういう状況かと思えます。そういう中において、こういうふうなことが起きてしまったということは申しわけないことでありますし、先ほど課長が答弁いたしましたように、今後、練習方法についても、きちっと指導していきたいと、こういうふうに思います。

山口 純議員 やっぱりその練習の球一つにしても大事にするということと、防球ネットで球が飛び出ないようにという具体的な策を講じることによって、この教育基本法にあるような方向に、やっぱり全体的に取り組んでいかなければならないということが、今回の、もち麦の田んぼに球が入るといのは、単純なことじゃないと僕は思いました。もち麦の食育とか、もち麦の教育をされているわけで、もち麦を育てている方々の思いに立つということも考えたら、やっぱり環境づくり、部活ももちろん大切です。試合とかも、勝負もあると思いますが、やっぱりもち麦を育ててる、もち麦ももちろん特産品で、福崎町にとっては大事なものだと思っておりますので、同じように大切にさせていただければなと思えます。

次の質問に行きます。

さるびあドームの利用についてなんですが、まずはその昨年度のさるびあドームの利用用途として、スポーツ以外でどのようなものがあったか、各種イベント、わかる範囲で結構ですので、教えてください。

社会教育課長 主な利用用途としましては、グラウンドゴルフ、サッカー、フットサル、子ども会のソフトボール、消防の操法練習等でございます。

また、営利利用としましては、議員にも利用していただきましたイベント、JAの農産物フェア、フリーマーケットが3件で、計5件でございます。

あと、町や教育委員会の主催イベントとしましては、キッズサッカークリニック、各種団体のグラウンドゴルフ大会、チャイルドシート講習会、田んぼアート集会祭等がございました。

山口 純議員 今年度の予約状況というのもイベントものは多いかどうか、教えてください。

社会教育課長 今年度、実施済みまた申し込みいただいているものは、農機具の展示会、リフォーム会社の感謝祭、フリーマーケット6件の計8件でございます。

2日、3日にわたる催しもありますので、述べ利用日数にしますと、14日でございます。

山口 純議員 今年度のフリーマーケット6件というものなんですが、その中身というのは全くわからないですか。お食事があるとか、そういうふうなことというのは、もしわかれば。

社会教育課長 詳細な中身まではわからないんですけど、まず1件目はさるびあマルシェ、こちらはハンドメイド雑貨及びフードの販売、2件目はオーガニックマーケット、農産物加工品、種苗、手づくり小物、飲食品等の販売、次もオーガニックマーケット、同じでございます。あとはそのオーガニックマーケットとさるびあマルシェが続きます、最後、リーフマーケット、こちらはカフェアンド雑貨、ハンドメイドの作品、洋服、植物、飲食等の販売でございます。

山口 純議員 やはり食べ物を扱うイベントが多いと、僕は印象を受けてまして、あと、さるびあドームに行かせてもらって、そういうイベントも参加させてもらって、食べ物とか飲み物を販売されて、同時に雑貨を売るというふうなパターンのイベントがあると。今回通告に出してますように、さるびあドームに吹き込む風というのは物すごい強いんですね。フリマで出してる看板とか倒れるぐらいの強風が吹くときがある。それはもちろん季節にもよるんやと思うんですが、食べ物を扱ってるものっていうのは、保健所に確認すると、やっぱり夜店でもそうじゃないですか、3方向全部、入り口、売る以外のところは全部囲ってというのが一番理想的だそうなんです。

そういう形からいっても、少々、食べ物を扱う環境としては、非常にちょっと好ましくないなというところがあります。今のところ、特に大きな事故とか食中毒みたいなことは出てませんが、今後どうなるかわからないと。私はそない思いまして、そのような一日中続くイベントなわけですので、ドーム内に吹き込んでる風が思ったよりも強いから、対応に苦慮されている方々をよく見たと。小さなことではあるかもしれませんが、知恵を絞れば、安価でも十分風対策の対応ができると思うんですが、このドームを訪れる方々に快適に過ごしてもらえよう環境整備を期待したいし、あわせて、グラウンドは土で、先日も消防操法大会があったりして、グラウンド自体もやっぱり利用率が高いから、相当でこぼこしているという話を、消防操法大会のときに聞きました。そのような形の環境整備について、今後、さるびあドームがどうなっていくのかというのをちょっと知りたいので、ぜひ教えてください。

社会教育課長 この風の件につきましては、さるびあドームの供用開始当初から指摘がございました。担当課としましては、防風ネットの見積もりをとったりし、検討はしておるんですが、南北50メートル、東西40メートルの施設で、高さも屋根までで5メートル以上ありまして、大変大きなものになります。また、ネットを開閉式にするのか、開閉式なら簡単に開閉できるか、また、耐久性といえますか、予算をかけて何年ネットがもつかと、いろいろ問題点もございまして、今のところまだ実現には至っていない状況でございます。

山口 純議員 今後、設置に向けた研究など、そういうことはしていただけるのでしょうか。
社会教育課長 またほかの事例等もございましたら、見に行ったりして、研究はしたいと思っております。

山口 純議員 開設当初から、私もすごく注目していて、予想以上にやっぱり環境がものすごくいいところで、しかもすぐ近くは公園があって、たくさんの方が利用されているのをよく見ます。ぜひ、さるびあドーム、今後も末永く使っていくためにも、よりよい環境の整備、お願いしたいと思えます。
以上で、質問を終わります。

議長 山口純議員の一般質問を終わります。
次、6番目の通告者は、富田昭市議員であります。
質問の項目は

- 1、子育て家庭の負担軽減策について
- 2、図書館・書籍の衛生管理について
- 3、AEDの設置状況と管理体制について
- 4、災害に強い町づくりについて
- 5、大人（高齢者）の健康づくりについて

以上、富田昭市議員。

富田昭市議員 議席ナンバー10番、富田でございます。さきに提出いたしました通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問項目は、先ほど議長のほうからご紹介のありました5項目について、お尋ねをしてみたいです。

初めに、子育て家庭の負担軽減についてから始めてみたいと思います。

福崎町には、小学校が4校、そして中学校が2校あり、児童生徒数は現在1,684人だと思いますけども、これで間違いないでしょうか。お尋ねいたします。

学校教育課長 小学校、中学校の場合、基本的に5月1日現在の児童生徒数で年間人数という形をとらせていただいております。小学校につきましては、1,105人、中学校につきましては、572人で、1,677人という形で進めさせていただいております。

富田昭市議員 その子どもたちの1人当たりの年間の給食費をお尋ねするわけですけども、小学校、中学校ですね。それぞれ幾らかかっているのか、初めにお尋ねをしたいと思えます。

学校教育課長 給食費ということでございますが、保護者から集めさせていただいた給食費は、全て食材費のみに充てられるものとなっております。1人当たりの年間給食費は、小学生で4万6,200円、中学生は、1年生と2年生は5万2,800円、3年生は日数がちょっと少なくなりますので、4万9,500円となっております。

富田昭市議員 今、答弁されましたその金額につきましては、個人が負担する金額が年間で今の金額でよろしいのでしょうか。

学校教育課長 そのとおりでございます。

富田昭市議員 そうしますと、町が拠出している1人当たりの給食費、それが、これに対して上乗せはどのくらいあるのでしょうか。

学校教育課長 1人当たりの試算レベルという形になりますが、28年度ベースでは小学生では約3万5,000円が先ほどの金額にプラス、中学校1、2年生では、約4万4,000円、中学校3年生では約4万円がプラスになります。

富田昭市議員 今、言われた給食費につきましては、生活困窮者あるいは第2子、第3子の、そういう児童生徒の給食代も全て同じなのか、あるいはまたそれは別にご負担されているのか、その辺はどうなんでしょうか。

学校教育課長 生活困窮者の方につきましては、申請により、要保護または準要保護児童生徒として認定されれば、就学援助費を受けることができ、結果的に給食費は免除というような形になります。

多子世帯、第2子や第3子の児童生徒に対する給食費の減免、免除の制度はございません。

富田昭市議員 なぜ、このようなご質問をするかといいますと、昨今は子育て家庭の家族形態が非常に多様化する中で、保育だけではなく、さまざまな形の子育て支援が求められているわけでございます。そういう中におきまして、自治体における支援事業も、利用者のニーズに幅広く対応する必要があるのではないかなというふうに考えるわけでございます。

子どもたちがいるご家庭では、給食費の無料化は非常に多くの方が求めているわけでございます。学校給食の無料化は、今から66年前に、1951年、山口県の和木町で初めて始まったわけです。その後、北海道の三笠市が人口対策として実施をしました。その後、2006年、平成18年以降は、全国に徐々に広がっていきまして、現在では全国で55市町村が無料化に進められているわけでございます。また、来年の4月以降には計画をされている、そういう小学校、中学校の市町村もあるようでございます。

そういう中におきまして、やはり給食費の無料化は、金銭的なことだけではないと思うんですね。それは、最近の児童生徒の中には、朝食を食べない子、あるいは肥満傾向や過度のやせ形が見受けられることもあるわけございまして、これらは将来の生活習慣病との関係も指摘されまして、食習慣は大人になっても改めることは非常に難しいんだというふうなデータが出ているわけでございます。

また、学校における給食、食事の中心は、あくまでも食育の中心は給食だというふうにお考えをしまして、学校給食は、その意義とはやはり教育、すなわち学校における食育の中心は給食だということを、やはりしっかりと受けとめていかなければいけないのではないかなというふうになります。その辺の、当局のご見解はいかがででしょうか。お尋ねをいたします。

学校教育課長 給食費の無料化に取り組まれている市町村もございまして。そのような中ではございまして、福崎町におきましては、学校給食法に基づきまして、先ほど申し上げたとおり、食材費相当を給食費として保護者からご負担をいただいているところでございます。

お金の問題というお言葉もいただきましたが、財政面から考えますと、先ほどの1人当たりの保護者からご負担いただいている年間給食費、それに人数を掛けますと、約8,000万円というような費用となります。それを別途毎年予算化していくというところは、福崎町として難しいところでもございまして。

したがって、現在のところ、福崎町としては給食費の無料化は考えており

ません。

富田昭市議員 町民が一番望む施策は何かということを考えたときに、加速する少子化、要するに、子育て環境の向上を目指すために、地域社会全体で子育てを支援する、そういう方策として、給食費を無料化することは、本当に意義が深いものではないかなというふうに私は考えているものでございます。

さらに、先進地では、給食費のほかに教材費、あるいは修学旅行費などもやはり無料になっていることがありまして、人口減少に歯どめをかけているというのが現状であるわけなんですね。やはり、家計のご負担を少しでも軽くしたら、その分だけ自分たちの子どもを生むという、そういう意欲も湧いていきながら、徐々に人口減を抑えられるのではないかなというふうに考えているわけでございます。どうか、家計のご負担を軽くするために、その支援対策を進めるために、給食費の無料化を求めますが、当局の見解をいま一度お尋ねをいたします。

町長 議員もご承知のように、28年度の当初予算等、最終予算も含めてでありますけれども、また29年度の当初予算、財政調整基金、幾ら充当しておるかといったような関係含めて、それぞれの事柄について非常に厳しい財政状況というのは、今、学校教育課長が申し上げたとおりであります。

負担が少なければ、その分他の部分で負担を求めるといったような形になるわけでありまして、多子世帯等における分野につきましては、例えば保育料でありますとか、そういったような形で捉えられている分野もございまして、兵庫県の、子育て支援策においては、給食費ではなしに、保育に必要な部分に充当していこうといったような考え方もあります。

兵庫県内で、給食費を無料化するといったような市もありました。現在もやっておりますけれども、非常に厳しい状況、財政調整基金を取り崩しながらやっておりますわけでありまして、それが何年もその市の財政をもつものではないと、またその市においては、人口減少に歯どめがかかっておるかといえば、そうではないと、そういう状況にあるわけでありまして。

福崎町においては、バランスのよい、取り組みやすいようなまちづくり、そういった形の中で人口減少部分については、社会増を目指しております。

確かに、言われるとおり少子化でありますし、高齢化社会であります。高齢者がふえておるといったような形、とりわけ団塊の世代が後期高齢になる段階につきましては、ピークを迎える形になるわけでありまして、その後、10年ほどたちますと高齢者が減ってくるといったような社会を迎えるわけでありまして。

そういった中で、少子減少は、これはもう免れない減少になっておりまして、それらを踏まえた上で、財政運営は考えていかなければならないというように思っております。

ここ1年、2年だけではなしに、中長期的な財政運営、また、まちづくりのあり方等に検討を加えながら、それらの施策に当たっていかなければならないというところでありまして。

要求はたくさんございます。私も住民から聞いておりますのは、高齢者からは、高齢者が納税をしておる、それらについて、少子化対策に対する部分に充当されて、私どものほうには一つも回ってこないといったような厳しいご意見もいただいております。それらは給食費の無料化等の話だけではなしに、町全体のバランスの上に立った形の中で、検討を加えていきたいというように思います。

富田昭市議員 非常に、福祉の問題というのは、厳しいものがあるかと思っております。そして、町長もかわりましてから、もう2年がたちましたか、そういう中におきまして、

2年やね、一昨年12月ですから。町民さんの期待も非常に大きなものがあるわけなんですね。そういう中におきまして、いろんな、回っていますと、ご意見とかご要望をお聞きすることがあるわけなんです。やはりそれも私たちは、そういう方々にご支持、ご支援いただいて、そして、この場に来て、いろんなことを町側に訴えたり、またあるいは協力したりしながら、この福崎町という船をしっかりと大海原に進めていくことが大切ではないかなというふうに考えていますので、これは議論として、絶対これをやってくれというのではなくして、そういう方向に向かって進めていけば、そこから何か明るい日差しが見えてくるのではないかなというふうな感じがするわけでございます。

それでも、先ほど言いましたけども、兵庫県でも1市だけ無料化のところがあるんですね。お隣の相生市ですかね。あそこにおきましては、もう既に無料化になっておりまして、そして、進めているというふうな事例もあるわけでございますけれども、そういう中において、なかなか各町でやっていくということは、私も重々ご承知しております。非常に厳しいものがありますけれども、何とかそれを工夫をしていきながら、そういう手助けができないかなというふうに思いまして、この場をおかりして、ご質問をさせていただいているわけでございます。

そして、この項目の最後のご質問になりますけども、給食費の未納がなぜなくなるのかなというふうな感じがするわけでございます。もうこの件につきましては、以前から問題になっているわけでございますけれども、未納になっている親の多くは、払えるのに払えないのか、あるいは給食費の未納家庭におきましては、払わないのは、これはモラルの問題ではないかなというふうにも考えるわけでございます。最終的には不納欠損として落としてしまうわけでございますけれども、そういうことにならないように、しっかりと給食費の回収方法、あるいは立替、それに同じ方が他の公共事業料金も滞納になっているのか、その点はどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

町長 町側では、滞納対策委員会等を設けておりまして、町税を含め、他の使用料でありますとか、こういったような給食費も含めてでありますけれども、多重債務に陥っている、また、他の項目における滞納者があるのかないかと、そういったようなものは縦横を見ながら、検討を加えているわけございまして、滞納者1人ずつの情報を共有するといったような形で対応させていただいているところであります。

お話のありましたように、生活困窮者の方だけが滞納しておるいったような事ではございません。そういったような形の中では、その滞納者の家に足を運ぶといったような事が一番重要であるのではないかと、また、督促等につきましても、緩みないような形で督促をしなければならないと、また、臨戸訪問を続けると、なかなかそういったような形の中でという形になります。

給食費の滞納繰越分は、子どもたちが卒業してしまいますとなかなか徴収がしにくいという形もございまして、それら等にならないように、実質生活実態に合わせたような形の中で、それぞれの項目について徴収をさせていただいているところであります。給食等の滞納額は、他市町から比べましても、福崎町の場合は少ないのではないかなというふうに思っております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、生活困窮者でない方も滞納されておる実情は現実でございますので、それらにつきましても、担当を含めた形の中で頑張つて徴収に当たっていただくというような形で取り組んでいるところであります。

富田昭市議員 いろんな方々から納税いただいて、そして福崎町が成り立っているわけござ

いますので、やはり税金の使い方、またあるいは納税の仕方については、しっかりと関係部門で議論していただいて、やはり応分の対応ができるように、お願いをしておきます。

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。2点目の質問は、図書館・書籍の衛生管理についてでございます。

最近、図書館の本の衛生面に心配する若いお母さんたちの声が聞こえるようになったわけでございます。特に、図書館の絵本について、誰が触ったかわからないし、誰がどういう扱いをしたかもわからない。それに、ウイルスや雑菌など衛生面が心配というお話であります。要するに、汚いと感じ、利用を避けているようであります。また、目に見えるものにつきましては、髪の毛やお菓子のようなものが本に挟まっていたというふうなお話も聞いているわけでございます。

図書館で働く司書が、目に見えたほこりや汚れの除去、それに書架のクリーニングは司書の通常業務の一つであるというふうに思うんですけども、利用者が図書館と本をもっと好きになってもらうための取り組みとしての対応策について、お尋ねをするものでございます。

社会教育課長 平成25年3月に策定いたしました福崎町子どもの読書活動推進計画に基づきまして、読書週間を身につける環境づくりに努めておるところでございます。

具体的な取り組みにつきましては、町内の小中学生に読書ノートを配布し、その中にある読書記録をつけることで、自分がこれまでどんな本を読んできたかを残すことができたり、図書館で本を借りるたびにスタンプを押していき、学年ごとに設定した冊数を読むと多読賞がもらえたり、楽しみながら読書が続けられる仕組みづくりもしております。

また、学校訪問お話会や図書館見学によって、お話の楽しさを知ったり、図書館に興味を持ってもらえるように努めております。

また、図書館マイスター講座や七夕会、クリスマス会など、子ども向け行事を開催することで、本や読書に余り興味がない子にも、図書館に来館するきっかけづくりをしておるところでございます。

富田昭市議員 その取り組みについては、以前もお聞きしたことがあるんですけども、幼児が好む絵本には、幼児そのものが免疫力の弱い、そういう子どもたちがたくさんいるわけでありまして、また、大人におきまして、だんだん免疫力減退によりまして、細菌が体内に入り込んで、また病にかかりやすい方も中にはいるわけでございます。

また図書館では、毎日数多くの本を貸し出していますし、そして、戻ってくる本も同じ数が戻ってくるわけなんですね。そして、それらの本の点検とか、あるいは消毒など、どのようにされているのか、その点をお尋ねをしたいと思います。

社会教育課長 本が返却されましたら、落書きがないか、汚れがないかを全冊確認をいたします。汚れがひどいときは、除菌ウェットティッシュで拭き、完全に乾いた後に書架に戻すようにしております。

また、たばこのにおいなど気になるときは、本を立てて除菌の消臭スプレーをして、しばらく置いてから、においが取れた後に書架に戻すように気をつけております。

富田昭市議員 この項目の最後に質問に入りますけれども、図書館として、利用者にご満足いただき、そして、利用者数の増加あるいは貸出冊数がふえることは非常に望ましいことであるわけでございます。そのためには、図書館の環境の整備をしな

ければならないわけでありましてけれども、今、課長が言われましたように、非常にそういう点検等はしっかりされているなというふうに感じたわけでございます。

しかし、福崎町の貸出冊数を考えますと、除菌ですね、除菌とかあるいは消毒装置の導入が必要ではないかなというふうに考えますけれども、その辺についての当局の考えをお尋ねするものでございます。

社会教育課長 今のところ、書籍の消毒器は設置しておりません。1日多いときには1,000冊以上の本の返却がありますので、全ての本を消毒してから書架に戻すのでは手間や時間がかかり過ぎると思います。

本町では、消毒するという考え方ではなくて、図書館の本はみんなの本なので、汚したり、汚い手で触ったりしないよう啓発していくことが大切であると考えております。

富田昭市議員 既にこの除菌とか消毒装置を設置されている図書館もあるわけなんですね。全国には、あちこちで。それにつきましては、非常に小さい機器で、中に入れて数秒間で、すぐその消毒と殺菌ができるというふうな機械でありますので、また1度研究していただきまして、もしできれば導入していただき、健康で清潔な、そういう本の貸し出しをお願いをしておきまして、次のご質問に入ろうかと思っております。

3点目の質問は、AEDの設置状況と安全管理について、お尋ねをするものでございます。

AED、自動体外式除細動器というんですか、一般の方が、音声付きのAEDの使用を認められてから10年以上がたつわけでございます。定期的に救命講習を実施しなければ、ほとんどの方が使用方法や設置場所もわからないのではないかなというふうに考えます。

現在、日本は世界でも最もAEDの普及が進んでいる国となっているわけでございます。そのような中で、日本では年間に7万人を超える方々が突然心停止となっております。この心肺停止になった際に、AEDを使われるケースはほんの一部であるというふうな報告がされているわけでございます。

そのようなことから、福崎町で、何台AEDを設置されているのか、また、どこに何台AEDを設置して、利用頻度あるいは取り扱いについて誰が責任を持ち確認をされているのか、また現在の設置場所で24時間利用が可能なのか、その辺についてお尋ねをするものでございます。

総務課長 町有施設におきましては、37台を設置いたしております。町有施設以外の数は残念ながら把握をしておりません。ホームページに日本全国AEDマップというサイトがございまして、これはAEDがここにあると知った人がそのホームページに登録できるようになっておりまして、これを見ると、福崎町内にも町有施設以外にもたくさんあることがわかります。

利用頻度でございますが、町有施設のAEDに限りますが、実際AEDを使った実績はございません。体調が悪くなり、倒れられた人もあったようですが、AEDを利用するまでに至ってはいません。

取り扱い、誰が管理してるかということですが、これはそれぞれ施設にAEDを置いておりますので、施設の職員が管理をいたしております。

AEDには電池交換、また電極パッドの交換時期はいつかということも書いてありますので、それを見ながら、緊急のときに使えないということがないよう、職員が気をつけて交換をしているところでございます。

それと、24時間利用できるかということでございます。今のところ、いたず

らや盗難等もございますので、施設の開館時間は使えるような形になっておりまして、残念ながら、晩の２時とか３時とか、来られてもちょっと使えないというような状況でございます。

富田昭市議員 なるべくこのAEDは使わないほうがいいんですけども、そういう事態が発生したときに、やはりそれを使って救命するというのが原則でございますので、それはそれでいいと思うんです。

しかしながら、先ほど言ったのは7台ですか、確認できてるのは。もう一度確認しますけども。

総務課長 町有施設37台です。

富田昭市議員 37台ですか。この質問をするのに、私もちょっと調べさせてもらいまして、それで中播消防にも確認をさせてもらったんです。講習の件とか、その設置数とか、数なんかも把握してますかということで、お尋ねしたところ、中播消防では全然わかっておりません。やはりこれはもう役場の管轄外というふうになるんじゃないかなというふうに思うんですね。

そしてまたそのほかにも、企業さんのほうでも、個人的に設置というところもあるようでありますけれども、やはりその辺の管理はしっかりとやっぱりこう確認をしておいたほうがいいんじゃないかという感じがするわけなんです。

やはり、いざというときに、何かあったらすぐ住民は役場に連絡するか、また地元の議員に連絡するかして、その確認をすると思うんです。そういうときに、わかりやすいそういうものがあれば、すぐ対応ができるわけなんです。非常に、現段階ではそれが言えないというのがございます。非常に残念であるんだけど、やはりその辺の確認をしっかりとさせていただきたいなというふうに思いますので、それもつけ加えておきます。

そして平成16年、2004年から住民によるAEDの使用が認められたわけでございますけれども、現在で13年が経過をいたしました。その救命講習の受講は任意であることから、町民のAEDに関する認識が十分とは言えず、緊急時に適切にそれが使用できるかということを考えますと、それもほとんどわかっていないような感じでございます。その辺については、その講習とかそういうものは、この13年間で実施されたことがありますか。

総務課長 職員につきましては2年に1回程度でございますが、定期的に中播消防署にお願いをしまして、AEDの取り扱い、また心臓マッサージ、そういった講習会を開催しております。

それと、13年間と言われましたが、13年間全体の状況はちょっと把握はしておりませんが、中播消防署に昨年度の福崎町での実績を尋ねましたところ、24回講習会が開催されております。延べ703名の方が受講されたようでございます。以前はもう少し多い年も私記憶はしております。この分では自治会とかPTA、各種の団体がそういう講習会を実施されているようでございます。福崎町で把握しておりますのは、自律（立）のまちづくり交付金事業というのを福崎町は実施しておるわけですが、その事業の中で、地域活動で防災訓練をされる自治会がふえてきました。そういった中で、AEDの講習をされているというような自治会もふえてきているというふうには聞いております。

富田昭市議員 私も会社勤めのときには、もう何回となくそういう訓練とか講習も受けて、そういうふうな勉強もしてきました。しかし、このように議員になってから、そのような体験は一度もないし、また役場のほうも呼びかけしてくれてないし、一度も参加してないんです。ですから、丸々16年間は、私、正直言って一切やってないんです。ですから、そういう機会がもしありましたら、そういうふう

うなご案内を出して、大勢の方に呼びかけをしながら、多くの方が受講するということが大切ではないかなというふうになりますので、その辺を求めておきまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、4点目の質問は、災害に強いまちづくりについてであります。災害の発生時に2次災害として、電力を送電している電線が切断したり、またあるいは電柱が倒壊したりして、災害をさらに拡大、生活ができなくなる事態が発生をしております。

阪神淡路大震災のときには、地中化されていた通信ケーブルの断線被害は、電柱にかかる電線の80分の1でありました。80分の1。また、東日本大震災のときも、被害率は25分の1で済んだわけでございます。

このように、防災のことを考えますと、地中化が理想的な配電線設備のように考えられるわけでございます。この電線の地中化は、昭和61年、1986年に実施されまして、当初の地中方式では、歩道部に溝形のトラフを設置しまして、この中に電線類を設置し、収納をしていたわけでございます。道路本体の位置づけとしては、特に法的には整備をされませんでした。その後、平成4年度より、自治省の起債事業、すなわち、都市生活環境整備特別対策事業として、実施されるようになったわけでございます。それが自治体管路方式という電線の地中化工事であります。この件につきましては、後ほどご質問をさせていただきます。

そして、キャブ方式から、クライテリアの高い大都市の中心地市街地だけしか実施できなかったのに対しまして、電線管理者の負担がキャブ方式に比較し安価だったために、地方都市での地中化が可能となり、進められるようになったわけでございます。

そして、質問の1で通告しております無電柱化について、お尋ねをするものでございます。

無電柱化とは、ただいま説明しましたように、架空電線を道路や舗道に埋設などして、電柱をなくし、電線を水道と同じように管路に入れ、電力を送電する設備のことになるわけでございます。

町内では、現在そのような電柱、これは関電柱とNTT柱があるわけでございますけれども、その柱が道路上や舗道に立てられている数が多くありまして、景観も悪く、その上、見通しも悪く、交通事故が起きやすく、災害が発生したときも、大変危険であるわけでございます。

そういうところから、確認をさせてもらうんですけども、町内には約何本の電柱が立てられているのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

技 監 町内におけます電柱の数については、現在把握をしておりますけれども、町道に占用を許可しております電柱は支線柱を含めまして約4,150本ございます。

以上でございます。

富田昭市議員 そうですね、占用されているのは4,150本という形でいいかと思えます。

そういう中で、平成28年、昨年12月の国会におきまして、無電柱化推進法がこれ成立をしたわけなんですね。

この法律は、災害の防止あるいは安全かつ円滑な交通の確保とか、良好な景観の形成などを図ることを目的とした法律でありまして、先ほど触れましたけれども、自治体管路方式、都市計画環境整備特別対策事業として、地方自治体が管路設備を敷設する手法として、国土交通省は管路設備の材料費及び敷設費を負担し、残りを電線管理者が負担をするという事業にすれば、地方の負担はそれ

ほど多くはないのではないか、多くなく、足らなくてもできるのではないかというふうに考えられます。

以上のことから、福崎町を災害に強い、また災害にあいにくいまちづくりを、住民の安心と安全、あるいはそういう暮らしをするために、このようなことをお願いするわけですが、当局の見解を求めるものでございます。

技 監 無電柱化につきましては、町の費用負担が必要になってくるというところがございまして、道路の既存の電柱、電線の撤去につきましては、現在のところ困難であるというふうに考えております。

しかしながら、新設道路への電柱電線の建柱等の抑制につきましては、電気事業者、電気通信事業者へ今後要請してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

富田昭市議員 そうですね。駅前は今開発している道路とか、また新しくできる道につきましては、やはりそういうふうな景観を考えた上での、そういう電柱の廃止も考えていただければいいんじゃないかなと思いますので、その点はよろしく願いをしておくわけですが、ちょうどこれは私が会社勤めのときに、姫路の駅前、駅からお城までの間、それから十二所前通、あの辺の電柱の無電柱化をしたんです。当時はキャブ方式といいまして、非常に大がかりな工事でありました。ですから、あの通りには電柱が1本も立っておりません。大手前通りですね。それから、十二所前通ですね。そして、あの辺の電柱を全部撤去しまして、全てキャブ方式でもってパイプを配管して、その中に電力ケーブルを埋設し、そこから、途中にキューブ器をつけて、各ご家庭のほうに配線をしているという形で、非常に景観もよい、また事故も少なくなり、非常にすばらしい町になったわけですが、やはり、新しい道路につきましては、そういう方式でやったほうが、非常に景観もよいし、また、すばらしいまちづくりになるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとも進めていただきたいなというふうに思っています、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、大人（高齢者）の健康づくりについてでございます。

高齢者になるほど、健康に対する関心は高まりまして、健康のために、日ごろから何らかのことを実施している人の割合は、若い年齢層に比べますと、非常に高くなっていて、よい傾向だと考えます。

高齢者の人口比率を調べてみますと、今年1月時点の総務省が発表した日本の全人口は1億2,686万人であります。そのうち、65歳以上の人口が3,471万人で、高齢化率は27.4%というふうになっておりまして、これは福崎町の高齢化率とほぼ同じ比率でございます。

全国では、1年間の1月1日時点と比較した前年度から見ますと、約0.6ポイント上昇をしているわけですが、日本の人口数は2010年の1億2,806万人から、年々下降していきまして、その一方で、上昇を続けているのが、高齢化率であります。福崎町でも同じようでございますけれども、平成28年版高齢社会白書によりますと、この2025年には、8年後ですね、総人口が1億2,066万人となりまして、高齢化率が30.3%というふうに推定をされているわけですが、これは、第1次ベビーブーム、1947年から49年にお生まれになった、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる年が2025年でありまして、この年代の方は日本経済を大きく動かしてきた年代といっても過言ではないかなというふうに思います。

現在、そういう方々が今後の社会を心配しまして、町内を歩き回ったり、また環境の整備を訴えているわけですが、

そこで、通告に書いてありますように、高齢者がいつまでも健康で元気で暮らしていくために、これだけではないんですけども、公園に大人の健康用具等の設置を希望しますが、当局の見解を求めるものでございます。

議 長 質問中でございますけれども、休憩に入りたいと思います。再開は10時45分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時44分

◇

議 長 それでは、再開させていただきます。

まちづくり課長 現在、公園への新たな健康用具の設置は予定をしておりますけれども、市川の河川公園には健康遊具ベンチ、また、背伸ばしのベンチなど6種類の、イーストパークには踏み板ストレッチやぶら下がりストレッチなど3種類の健康遊具を設置しております。多くの方に安全に利用していただくために、毎年、専門業者と遊具点検を行っております、適切な管理にも努めているところでございますので、ぜひご利用いただきたいと思います。

富田昭市議員 それでは、この項目の最後の質問に入りますけれども、現在、各地域の公民館で実施をしております脳トレ体操、これは数カ所私も見学をしました。そして、これはテレビに合わせて体を動かしているところや、あるいは中心の方の指示に従って体操しているところもありまして、いろいろなんですけれども、この体操は、町の指示によってやっているものなのか、また、地域の指導者については、教育とかあるいは講習なんかもされているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 議員おっしゃっておられますものにつきましては、フクロウ体操のことかなというふうに思います。平成18年度に立ち上げをしまして、当初から町の保健師が各集落へ3カ月間出向きまして、指導を行い、現在、町内32会場で実施をされております。効果があると言われていた週1回の実施を基本としまして、指導終了後は地域づくりを兼ねた、住民一人一人が主体となり取り組む自主運動教室として開催をいただいております。

また、年1回から2回開催をいたします担当者会、これにおきまして、総合的な運動アドバイスをいただいております。

富田昭市議員 高齢者の方が、非常に熱心にされていますので、やはり町の指導でされているのかなというふうな感じをしてみました。非常にいいことであるなというふうに私も感心をしたわけでございます。

いずれにしても、超高齢化社会がそこまでもう見えてきたわけでございまして、既に世界一の水準であるわけでございます。この高齢化は。要するに、4人に1人以上が高齢者でありまして、見えないところに超高齢化社会が存在するという事実は、これは認めなければならないのではないかなというふうに思います。

国の方策を待つよりも、地方自治体みずからが考え、そして、将来を見据えた、そういう取り組みを進めていかなければいけないのではないかなというふうに考えております。

高齢者の方々も、自分の体力とか気力、そしてやる気をもって、毎日を挑戦のつもりで生活をし、周りの人に迷惑をかけないような、そういう暮らし方をされているのも事実でございます。そのような高齢者の手助けをできるような、そういう社会の構築を目指しまして、お互いに協力し、活力に満ちあふれた、

そういう安心・安全のまちづくりを、これからも協力していきながら、進めてまいりたいなというふうに思いますので、よろしく願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

議長 富田昭市議員の一般質問を終わります。

次、7番目の通告者は、小林博議員であります。

質問の項目は

- 1、情報公開について
- 2、観光行政について
- 3、道路行政について
- 4、高齢化対策について
- 5、福崎駅周辺整備について

以上、小林博議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。

最初に、情報公開について、質問をさせていただきます。

情報公開については、主権者たる国民あるいは住民に、行政の内容を知らせ、行政に対する信頼と住民の提言、そして、住民参加を促進するものであり、各自治体で議会を含めて行政全般にわたって取り組まれております。法令の最低限を超え、自主的に公開対象を拡大、方法も公衆の見やすい場所という観点をもとにして、インターネット等の活用が進められておるところであります。福崎町もその方向で進めてほしいと思いますし、議会としても、そういう方向でこの数年間努力をしてきたところでございます。

さて、今回は情報公開の中で、契約問題について、お尋ねをいたします。

まず、契約に関するもので、情報公開の対象となる例規は何か、その根拠、例規とその運用について、お尋ねをいたします。

企画財政課長 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令に基づきまして、福崎町公共工事の公表に関する規定により、公共工事の発注見通しの公表、入札参加者の公表、入札結果の公表などをしております。

この適正化の法律及び規定における公表の対象は、予定価格が250万円以上の公共工事のみでありまして、その公表は閲覧によるものとしておりますが、入札結果の公表につきましては、7日間以上、掲示もしておるところでございます。

また、入札結果等の公表に関する内規を設けておりまして、競争入札に付した、予定価格130万円以上の建設工事に加えまして、測量、調査、建設コンサルタント等の委託業務を対象に、指名業者の公表の閲覧、入札結果の公表を掲示板に掲示、また閲覧をしておるところでございます。

小林 博議員 内規というのがよくわからなかったのですが、福崎町の公共工事の公表に関する規定を見る限りでは、これは法令の範囲を出ていないのではないかというふうに思うわけですね。もう少し、拡大をしてもよいのではないかというふうに思うわけです。工事の問題だけでなく、物品や、あるいは設計、あるいは委託、見積もり合わせ等による随意契約等、これら物品あるいは工事、その他委託と、いろいろな範囲で契約のやり方があるわけですが、それらが全体として、公開ができるようになってほしいと思うわけですが、それを工事の入札に限ってのみ掲示あるいはインターネット公開というふうにされておるのではないかと思うのですが、このように一般に公開という部分を非常に限定されておるのはどういう理由でしょうか。もっと拡大してもよいのではないのでしょうか。

企画財政課長 法令の範囲内のみではないかということでありましたが、先ほども言いましたが、内規を設けておきまして、競争入札に付した予定価格250万円以上のみならず、130万円以上の建設工事に加えまして、測量調査等の業務委託も対象に公表をしておるところであります。

ホームページにつきましては、その内規規定における250万円以上のものを対象に現在公表をしております。

小林 博議員 それはわかっておりますが、それをさらに拡大をしてはどうかということでありま

ります。例えば、見積もり合わせによる契約とか、随意契約による契約は、なぜ出されないのでしょうか。

企画財政課長 随意契約につきましては、他市町等もちょっと見てみました。そのインターネットでの公表というのは、市町、県ともされてないところであります。企画財政課におきましては、それらの随契を1度に担当課として取り扱っておりますので、今のところは公表をしていないところであります。

小林 博議員 随意契約につきましても、例えば、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の中でも、あるいはその法でも、公開対象のところ、随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由とかいうふうにして、随意契約についても、その公開の対象となっておるように私は読むんです。したがって、県も随意契約についても、公開をしているように思います。それを、県もしていないと今おっしゃいましたけれど、県はやっておると思うんですが。

企画財政課長 先ほど、県もしていないと言いましたのは、インターネット、ホームページでの公開はしておりません。我が福崎町におきましても、予定価格250万円以上の随意契約の開札結果につきましては、企画財政課で閲覧に供しまして、その選定理由も含めて、公表しているところでございます。

小林 博議員 随意契約については、県もやっておると思うんですよ。それはもう一度見直してほしいというふうに思います。福崎町もやっておると言われましたかね。

企画財政課長 はい。

小林 博議員 インターネットで。ですから私は、インターネットで。いわゆるこういうことを言っておるわけです。法令では、この公表の方法ですが、公衆の見やすい場所に掲示し、または公衆の閲覧に供する方法となっておって、この閲覧のほう、または、のほうを採用されているわけですね。前のほうの公衆の見やすい場所という部分を非常に限定されて使われておるというふうに思うんですね。

今日の時代ですから、第5条の3にあるインターネットの活用、閲覧所を設け、またはインターネットを利用して閲覧に供する方法によらねばならない。この地方公共団体の長はあらかじめ、というふうに、ずっとこう書いておるわけですね。したがって、今日の時代ですから、閲覧、公表するものは、基本的にもうインターネットに全部出すということがいいのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

県は、物品購入などは、物品購入予定とそれから結果とありますけれど、予定のときから、兵庫県の場合は3万円以上の物品購入についても、全部1年間の予定出しておりますね。そんなふうに、非常にもう公開という面では進んでおります。そういうふうに思いますので、ぜひそのような方向で進めてほしいと思うんです。物品購入のあり方、入札、これもやっぱり入札あるいは随意契約、見積もり合わせといろいろありますよね。物品購入もさまざまな業務委託も、全部そういう方向で考えてほしいと思うんですが、その点どうでしょうか。

企画財政課長 議員言われますように、公表内容の充実ということは、行政の透明性を高める

こと、また、町民の皆様への説明責任、行政運営を効率的にするものと考えております。

今後の課題としまして、折にふれ、入札参加者審査会等で議論させていただき、前向きに検討していきたいと思っております。

小林 博議員 入札審査会ということになるんですかね、この規定の改正というのは、そういうことかもしれませんが、いずれにしても、契約全般にわたって、その公開内容を広げて行ってほしい。そしてそれは、もうインターネットの時代ですから、そこで全部、予定もあるいは経過も結果も出していくということが要ると思うんです。これはその関連の法によっても、政令によっても、そういう趣旨だというふうに思うんですね。そんな意味でよろしく求めておきたいというふうに思うんです。

それから、契約、工事契約の関係ですが、物品についてもそうですが、工事の期間が書いてないわけですね。福崎町のこの入札結果表には。ですから、それはやっぱり書くべきではないかと思うんですね。姫路市などについては、その施工期間といいますか、その期間を何日から何日までというふうに書いてあるわけですね。神河町などは、入札の最低制限価格も記入をしておるというふうな、各市町村によって公開の対象はいろいろですけれど、そういうふうになっております。

福崎町の場合は、そういう意味では非常に限定された形ではないかと思うんです。昨日、一般質問で消防団員の防火衣の一式購入というのがありましたけれども、この福崎町の公開表を見てみますと、その期間が何も書いてないわけですね。こういうのは期間が書いてあって公開されておれば、遅れておるじゃないかということもわかってくるということになると思っております。また昨日のごみ袋等の入札関係の、商工会でやっとするにしても、そういう問題もありましたけれども、そういった物品購入等についても、一覧が、どういう方法でどの業者と契約をしてやっておるといふ、そういうことが全部明らかになれば、公開の対象が広がれば広がるほど、やっぱり業者の方も気をつけてくださるでしょうし、町民の皆さんもよく知りやすいし、意見も言いやすいということになると思うんですね。

そういう面で、非常に重要な課題だというふうに思っております。町政への信頼を高めるといふ点、それから、住民参加という、そういう基本的な目標に照らして、非常に大事だと思っておりますので、この点についての検討を求めておきたいというふうに思うんです。町長、お答えいただけますか。よろしく願います。

町長 この公共工事の公表に関する規定につきましては、私が企画財政課長のときにつくらせていただきました。これら等を含めた形の中で、今まで公表していなかったわけでありましてけれども、扇千景参議院議員が国土交通省の大臣になられ、その中における入札適正化法等が制定されたという経過があったように記憶をしておりました。それらに合わせた形で、この規定をつくらせていただきました。

その段階におきましては、公共工事を中心としたような形、そこから物品でありますとか、役務提供でありますとか、そういったようなものにも広げていったという事柄になっております。

今、言われましたように、それぞれの形の中で、より公表しなければならない項目があるのであれば、それらは前向きに公表していくという姿勢をとっていききたいというふうには思っております。

小林 博議員 ぜひ、その方向で取り組んでいってほしいというふうに思います。

次に、教育委員会や農業委員会、町長部局以外の部分の公開についても、どのように考えておられるか、お聞かせをいただきたいと、どのようにやられて、現在どのような公開状況で、それがどんなふうに今後進めていこうとされているかというふうにお聞きをいたします。

総務課長 町長部局以外ということで、教育委員会、農業委員会、それぞれ行政委員会がございます。当然、教育委員会では、独自でホームページをつくっております。また、農業委員会等は、町の広報を通じてお知らせするようなところは、基本的にはお伝えしているというふうには思っております。今、町長が言いましたように、まだ補わなければならないところは、やはり前向きに公開していきたいというふうには考えております。

小林 博議員 教育委員会、教育長以下2人の課長さんおられますので、お聞きをいたしますが、教育委員会につきましては、その所管のところの状況がずっとこうホームページにあるわけですが、特に教育委員会の会議録とか、そういうものはもう少し詳しく出されてもよいのではないかと思うんですね。その点についてはいかがでしょうか。

学校教育課長 教育委員会につきましては、先ほど言っていたかのように、会議がいつに開催されるということもホームページに掲載し、また、会議の内容につきましても、できるだけ早くホームページにも公開するように進めております。議会の議事録のような一字一句の議事録にはなっていないところではございますが、かなり詳しい内容にして、時間もかけて、作成して掲載をしておるつもりでございますので、この状態で行かせていただきたいと考えております。

小林 博議員 議会の事務局に届けていただいております教育委員会の資料の中にあります議事録と、そして、ホームページに出されておる内容とでは非常に差があるように思うんですね。ホームページに出されておる内容は、もう少し充実をされてもよいのではないかという、そういう提起をしておるわけです。

教育長 そういうことでございますけれど、ホームページを見られた結果、教育長の発言がこうであると、おかしいのではないかと、そういうふうなご指摘をいただきまして、その人と相談をしながら訂正をしたと、そういうふうな経緯も過去にございました。私どもとしては精一杯の情報公開はしているかなと、こういうふうに思っております。

小林 博議員 これについては私と意見の差があるようですが、いずれにしても、いろんな問題も起こるし、それから教育委員会の所掌事務も非常に範囲が広がっております。それだけに公開の対象を広げられるのがよろしいかというふうに思っております。ぜひ、また全体を見直していくと、常にそういう点では見直し、前に進むということが要るのではないかというふうに思うわけです。

それから、町民に対する町政資料の開示という点であります。図書館なり、あるいは役場庁舎1階ロビー等、資料コーナーがありますけれども、これらはどのような基準で、どういうものを開示しようということになっておるのか、お尋ねをいたします。またその基準はどこにあるのかということでもあります。

総務課長 図書館等の情報公開コーナーに置いております資料につきましては、町の発刊物、各種の町の計画、そういったものを配置いたしております。

基準ということですが、特に基準は定めておりません。住民に見ていただきたい資料や、要望が多いような資料はそのコーナーに置いていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 図書館に行ってみても、もう少し町政に関するさまざまな計画でありますとか、

あるいは進行状況、結果等がわかるようなものがあったとしてもよいのではないかというふうに思います。これは私の個人の感想ですが、そのように思いますので、ぜひ、お願いをしたいと思います。

これらの、図書館におけるこういったものの利用状況というのは把握をされておるでしょうか。館長がおられますので。

社会教育課長 情報公開コーナーの資料につきましては、禁帯の資料になっておりますので、利用状況はちょっと把握できておりません。

小林 博議員 多分そういう答が返るんだろうなというふうには思っておりましたが、余り利用されておらないのではないかというふうな感じがいたします。その意味では、もっと町の図書館を利用される方が、1回開いてみようかなと思うような、そういう工夫も図書館としてされてはいかかかというふうに思います。そんな方向で、総務課のほうでも、ぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

以上、情報公開については、まだ幅広い内容がありますが、限定的に、契約に関する情報公開の内容等について、問題提起をさせていただきました。工事その他については、法令では変更があったら、変更内容もすぐに公表するようというふうに書かれておるわけでありまして、当初の契約だけ出したままということではなしに、契約の変更があれば、即座に変更内容も報告するという、そんな方向で、公開の方向は考えてほしいというふうに思います。

次に、観光行政についてということで挙げております。

観光行政も幅広うございますが、私が言うのは、七種山周辺の方向の問題でございます。

福崎駅周辺の整備が非常に進んでまいっております。福崎駅周辺にはそういう観光面等、あるいは文化施設という面で見ますと、非常に数多くの資源があるように思います。駅から北側には神前山やら旧小國家や、あるいは高岡方面には七種山周辺と、自然と歴史の寺社など、かなりの資源があります。これらにつきましては、町当局だけでなく、民間の努力があり、多くの来訪者があるわけでありまして、その総数はふえておるというふうに思うのですが、このような資源の状況、あるいは来訪者の数等については、どのように把握をされておるでしょうか。

それから、基本的にこの七種山周辺の位置づけは、福崎町の観光行政でどこでどのように位置づけられておるのか、改めて確認をしておきたいと思っております。

地域振興課長 まず、来訪者の数でございます。兵庫県が実施いたします観光客動態調査におきましては、観光協会から七種の滝への入り込み客数を、前年度入り込み数や近隣の観光施設の入込み状況等を参考にした数値としまして報告をしております。その報告推計値では、平成28年度の入込み客数は2万6,000人で、少しずつ増加している傾向にあると考えております。

なお、質問のありました神前山ですとか小國家等の入り込み客数については、把握をしていないところでございます。

また、七種周辺の位置づけにつきましては、総合計画における七種山周辺につきまして、観光等で訪れる人々の健康づくりやレクリエーションの場として活用を図る、レクリエーション観光ゾーンとして位置づけを行っております。関西百名山や、ふるさと兵庫50山にも選ばれ、多くの登山客が訪れ、雄滝を初めとした七種48滝や、つなぎ岩など、福崎町の重要な観光地であるほか、社会教育施設を有するとともに、森林の持つ役割として、災害防止や水源の涵養、環境保全などの機能も持っているという認識を持っております。

小林 博議員 ありがとうございます。非常によい認識をいただいております。

て、その認識にふさわしい行政展開がやられておるかという点については、どのようにお考えでしょうか。

地域振興課長 七種山周辺の施策展開という面につきましては、自然環境の保全を基本としまして、観光施設としての危険箇所の解消ですとか、登山者や施設利用者の増加に向けた情報発信が必要だと考えておりまして、鋭意努力をしておるところでございます。

小林 博議員 予決算レベルでは、その位置づけにふさわしいだけの位置づけがしてあるのかなどかなという点ではちょっと疑問にいつも思っているわけですね。もう少しそういう面でも取り組みを強めてほしいというふうに思います。今、担当課長のほうから観光ゾーンとして位置づけとありましたけれど、観光だけでなく、教育、健康など、多岐にわたる意義があります。そんな面で、ぜひその取り組みを強めていっていただきたいというふうに思うんです。

本当にこの費用対効果という面で見ますと、例えば野外センターですと、平成27年度は8,885人利用があった。そこで、この野外センターの維持管理に要した経費が470万8,000円、利用料が約167万円ほどでありますので、一般財源は304万円ほどというふうなことです。その他の町の施設に比べて、一般財源の費用に対して、利用する人たちの多さという点では、費用対効果という観点からいけば、もう本当に大きな効果があるのではないかと、したがって、もう少し安全の対応、あるいはその観光振興等、あるいは教育の立場からも、位置づけがあってもよいのではないかとこのように思っておりますが、その点についての町長なり副町長のお考えを聞きたいと思っております。

町長 この七種山周辺における整備の関係でありますけれども、昭和61年に、当時、自治振とまちづくり事業で、4年間ほど整備をさせていただいた記憶がございます。一番最初に青少年野外センターの向かい側の東側の斜面、遊歩道等の設置と桜の植樹、それから2年目が七種の山頂を含めた中での登山道の整備、3年目は隠れ滝とか、そういったようなところの遊歩道整備、そして4年目は奥池を含んだ形での桜整備でありますとか、それから水辺で遊ぶような形の整備をさせていただいた記憶がございます。

当時は郵政省であります家族旅行村計画でありますとか、そういった形の中で、観光という位置づけよりも、自然を満喫していただくといったような形、中国縦貫道を含めた中で、インターチェンジから緑の自然が一番近いといったような形の中でのあり方だったような記憶をしております。

当時、兵庫県知事になられたばかりの、前知事の貝原知事が碑に初めて字を書かれたといったような形で、今も遊歩道の中にその碑があるわけでありましてけれども、遊歩道というよりも登山道のところにあるわけでありましてけれども、そういったような形の中で、観光というよりも、都市部における分野との交流、また、自然を満喫していただくといったような形の中での取り組みと、それが最終形には観光等に結びつけばというように思っておりますけれども、今現在につきましては、都市部における、そういったような方々に自然を満喫していただくというように形で、緑を提供するといったような形等が、この七種周辺に課せられた、そういった位置づけではないかというように思っております。

小林 博議員 私も同感の意を持っておるわけですが、そういうことを進めていく上で、どうしてもこの七種に至るアクセスといいますか、道路の問題というのを取り上げざるを得ないというふうに思います。

金剛橋までは県道としてよいとして、そこから、まず野外センターまでの間の、

非常に狭隘なところが何カ所かあるわけですが、この点の解消が要ると思うんですね。

それから、野外センターから滝下の駐車場までの間と、二つに分けてお聞きをしたいわけですが、まず金剛橋から野外センターまでのこの拡幅整備についての町の考え方をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 議員ご承知のとおりでございますけれども、県道田口福田線の整備につきましては、田口の集落センターから田口奥池付近まで、延長にしますと約1.2キロメートルでございます。県の単独事業で道路整備が進められておりました。平成17年に詳細設計を行いまして、平成20年度から工事に着手をしまして、平成23年度まで約420メートルの、緊急性の高いところから順番に整備をされております。

その後、県の行財政構造改革等によりまして、事業費の縮減を受け、事業が中断したままということでございます。この再開につきましては、財政上困難であるため、待避所を設置等、可能なところで検討したいという県からの回答を得ているところでございます。

小林 博議員 その際、町としての考え方なり、あるいは取り組みはどうかということでございます。県がそのような認識であるとするれば、町も積極的に、具体的な形で問題提起をし、要望を県にしてほしいと思うんですが、町のそういう構えはどうでしょうか。

まちづくり課長 県道田口福田線の拡幅の要望につきましては、区長会等からも聞いておるところではございますけれども、現在、県のほうには湯口踏切から北側の県道甘地福崎線の件もございますので、全て1度にやっていただくというわけにはいきませんので、順序を追って進めていきたいと考えておるところでございます。

小林 博議員 そこで、最初に地域振興課から答弁のあった、その町政の中での位置づけということを改めて言いたいわけですね。これはそういう意味から、ぜひやってほしいというふうに思うんです。

あちこち行きますとも、自然という面では、七種山というのは非常にいいところでございますし、歴史的なものとの融合という点でも、非常にいい部分がございます。それから、高速道路からも、インターチェンジからも近いし、非常に遠くからのお客さんも多いし、道路がよければもっと多くなるだろうし、いろんなイベントもできるというふうなことになると思うわけですが、自然を生かした形で、広く七種山周辺の振興をやっていただくということが要ると思います。

そのためにはどうしても、この道路問題というものの解決ということをやりたいと思うわけですね。その点について、ぜひ、取り組み方を求めておきたいと思います。

それから、野外センターから滝までの間の状況につきましては、これはどこの管理でしょうか。

まちづくり課長 ライオンの森の近くに七種川にかかる橋がございます。そこまでが県道でございます。その橋から作門寺の山門まで、これは町道205号線、七種滝線と呼んでおりますけれども、町のまちづくり課の管理となっております。

小林 博議員 このあたりの管理状況はどうなんでしょうか。周りからがれきが崩れ落ちてきて、道路上にもはみ出しており、車が石をはね飛ばしていつておるとい状況なんですね。歩行者との関係もあり、非常に危険な状況もあると思うんですが、この点検、整備、維持管理について、もう少し配慮してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 私も先日、山門までは行ってまいりました。議員おっしゃるように、車が交わせないほどの幅員の狭い道路でございますが、所々広がっているところ、そこに山からがれきが落ちてきて、車をかわすのは難しい状況のところも確認をしておりますので、車をかわすのに必要な、緊急性のあるところにつきましては、緊急業者の対応、また、まちづくり課職員の対応で、整備を検討したいと、石を除けたいと考えております。

小林 博議員 こういう具体的なことは、余り一般質問で言わなくてもいいようにしてほしいもんだというふうに思うんですけどね、町長。どこの課に伝えても、パッとそれらが対応できるようにしてほしいというふうに常々思いながら、辛抱し切れず、一般質問で具体的な箇所を言うというふうなことになって申しわけないですが、ぜひ、この全体の問題のために、お願いをしたいというふうに思います。それから、七種山の登山道といいますか、七種山周辺をめぐるその遊歩道の関係ですが、近年死亡事故等も繰り返し起こっております。この面での安全対策という点については、どこが責任を持たなければならないのでしょうか。

地域振興課長 七種山の遊歩道の安全対策の責任についてということでございますが、町のほうでも遊歩道の安全対策について、危険箇所については改良をしていくような形で取り組みをしておりますが、危険箇所については、注意喚起の看板等を設置しまして、登山者の皆さんに周知を図っているところでございます。危険箇所につきましては、登山という行為の中から、登山者の皆さんにも気をつけていただきたいというふうに考えております。

小林 博議員 もちろん、登山者の自己責任という部分は、この山については非常に大きなものがあるわけですけど、しかし、ロープのつけ方とか、鎖とか、そういうものも、誰がつけたか知りませんが、非常に危険なつけ方がしてあるというふうに思うわけですね。そんな意味で、各所で足場の確保でありますとか、いろんな意味でこの七種山の山頂なり、あるいは七種槍なり薬師岳のほうを含む、この安全対策というのは、やっぱり必要だと思うんですね。これについてはやっぱり専門家に回っていただいて、やる必要があるではないかと思うんですよ。ボランティアで誰かにやってもらおうというのではなしに、専門家に点検をしてもらって、最低限の安全性は確保すると、危険を除去という面では必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 以前の一般質問におきましても、専門家の協力を得て、安全対策を図っていくべきではというような質問もいただいておったようでございます。危険箇所につきましては、山の会ですとか、登山者の皆さん、それから、有識者の方の意見等も参考にさせていただきながら、危険箇所の回避に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

小林 博議員 もう以前、何回も言っておるわけですが、それが余り前進をしないから、繰り返し質問するという事になってます。ですから、私の提起は、一度専門家にコースをぐるっと回ってもらって、最低限の安全性の確保、危険物の除去という点の取り組みをやってはどうかという、そういう問題提起なんです。その点について、どうでしょうか。

地域振興課長 安全管理という面では、どれほどの安全対策を講じていけばいいのかという部分につきましても、行政のほうでは把握し切れていないような部分もございます。専門家の意見等も考慮しながら、また、財源の確保等も検討しながら、今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 私どもも、具体的にここは危ないよと言ったこともありますけれど、なかなか解決をされないというふうな状況であります。したがって専門家というふうな

ことを言っておりますが、その必要があると思うんですね。費用対効果という面でも、最初にこの七種山、野外センターの例で言いましたけれども、非常に効果のよい投資ではないかというふうに思っております。

改めてその前文のところで述べましたように、周辺の遺跡や寺社との連携を深めれば、自然と歴史を融合した取り組みも、ずっとやっていけば、非常によい事業になるのではないかというふうに思うんですね。今ですと、應聖寺のほうにも観光バスもやってきておりますし、あるいは民間の方の努力であじさいロードもあり、あるいは醫王寺では、ササユリが咲いていて、新聞で取り上げられて、やっておるといふふうに、金剛城寺があるというふうに、季節を問わず、非常によい資源がたくさんあります。多くの方が来られております。そういう意味で、これらを組み合わせた、そういう位置づけと取り組みという点で、ぜひ、具体化していったほしいというふうに思っておるところでございます。よろしく願いをいたします。

最初のほうに戻りますが、そういう面では、安全という意味で、山の安全と同時に、進入道のアクセスの安全という意味での金剛橋から野外センターへの道路確保というふうな、そんな面でも、ぜひ取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それから、観光行政の最後に、ちょっと七種山から離れるようですが、観光資源としては、工業団地も観光資源となり得るのではないかと思うんですね。協力してもらえる工場があれば、工場見学等もさせてもらえるようなところがあれば、このどこそこの工業団地の企業の工場見学と、どこかの組み合わせたツアーをやるとか、そんなことをやればよいのではないかと思うんですが、そんな検討も1度担当のほうでしていただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 観光資源としての工場見学ツアーにつきましては、企業の意向が最優先されることから、工業団地協議会を通じ、意向確認等を進めてまいります。

小林 博議員 かなり前には、工業団地が立地をして、ある程度企業がそろったころには、町でもそんな取り組みをやらせまして、町のバスを出して、子どもたちなど、町民を募集して、そして工場見学などをやっていた時期があると思うんですね。そういう意味から、福崎町の町民も含めて、福崎町の工業団地にはこういう企業があって、日本中、あるいは世界に羽ばたいている企業が福崎町にあるんだという、そういうことを知っていただくのも非常にいいことだと思いますので、ぜひ前向きに考えてほしいというふうに思っています。

それから、次に行きますが、道路行政についてであります。

幹線道路、国道、県道、町道などの幹線道路の損傷、傷みが最近非常に目立つように思います。そういう意味で、住民生活へのかなりの影響や、あるいは事故の原因にもなっておるのではないかというふうに心配をしております。

現実に、そうした道路のくぼみやら、いろんなところで、大型車が通りますと、非常に大きな音がし、あるいは振動もして、周囲の家に影響を与えておるといふ、そんな住民生活への影響も出ております。そんな面で、ぜひ点検を深め、かなり把握をされておると思うんですが、国、県、町道の幹線部分についてのその対策を求めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 国道及び県道につきましては、特に交差点付近で舗装のひび割れや路面のうねりがひどい箇所がございます。県へは、苦情や要望をいただく都度、申し入れを行っております。県としましても、限られた予算であります。状況により、優先順位をつけ、対応をしていくと聞いております。

また、町道におきましても、平成25年に舗装の傷みぐあいを点検する道路ストック調査を行いました。例を申し上げますと、播但道の側道であります町道中島八幡線でございますが、舗装の傷みが特にひどい状況でございます。国庫補助を活用して、舗装の打ちかえを計画しておりますが、思うように採択をされず、補助金待ちの状況となっております。

町道の西治長野線の西治交差点付近や、町道の東大貫溝口線の播但南ランプの西側付近など、部分的に傷みの激しいところにつきましては、部分補修を行う予算をとっておるところでございます。

小林 博議員 先ほど言いましたように、非常に住民生活への影響が出て、訴えを聞いております。課長も言われましたように、特に幹線の交差点付近の凹凸が大きい部分もありますので、ぜひその点、国、県、国道といたしましても県ですが、県と協力をしながら、取り組みをしてほしいというふうに思います。

具体的な箇所についてはここでは避けておきますが、わかっているというふうに思いますが、それから、次に道路管理についてであります。町道の管理について、お伺いをいたします。

特にこの不法占拠とか、あるいは草刈りなどの不足など、通行と周囲への影響などで、町政への不信の声があります。日常の点検と対策はどうされておるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

まちづくり課長 1、2級町道の草刈りにつきましては、昨年苦情を受けましたところで、昨年より1カ月早く、6月末に入札を実施する予定としております。

また、日常の点検でございますが、まちづくり課の道路工手が毎日道路パトロールを行いまして、見通しが悪くなっている幹線道路、交差点などは、直営で草刈り等の対応をしているところでございます。

議員が申されました不法占拠でございますが、大学から板坂区に抜ける町道198号線の自動車集積場の件かと思っております。道路際に使用済みと思われる車が並べられておまして、先月の23日に県庁の環境整備課の職員にも立ち会ってもらいまして、現地にいた土地所有者から事情聴取を行っております。土地所有者の方は自分の土地に自動車をとめていると主張されておりますので、再度県職員の立ち会いのもとで、道路との境界を確認した上で、道路の法面上にある車については、撤去を指導してまいります。

小林 博議員 以前に、議会でもかなり問題になり、所管委員会で現地にも行ったことがあるという記憶であります。改めてまた地域の方々から非常に怒りを含んだ、議会はどうかという点もありません。官民境界の問題がどうかという点もありません。所有権とは別に、ここまでが道路だということをきちっと定めれば、一つは所有権とは別に道路として指定したところは絶対妨害してはならないという側面がありますね、これは河川も一緒ですね。それから所有権の問題。法面とかそういう所有権に関しては、一部占有を認められる場合もかつてはあったかと思いますが、現地の状況はそういう状況ではないと思っております。明らかに町道の敷地を占有しておる、あるいは交通妨害にも、通行妨害にもなるという、そういうふうな状況というふうに思われます。私もしょっちゅう通っておりますので、その点で、これは町道でありますので、町の取り組みといたしますか、姿勢が問われておるといふふうに思っておりますので、ぜひ、よろしくお伺いをいたします。

9月議会には決算もありますし、一般質問もありますので、そのときにまた確認をさせていただきたいと思っております。

それから、危険箇所対策であります。幹線道路でも、狭隘であったり、ある

いはカーブで車の転落や飛び出しの危険箇所があります。もちろん、運転する者が気をつけなければならないわけでありましてけれども、やはりその道路の最低限の整備といいますか、安全対策というものも要ると思うんですね。そんな面で、どうなんでしょうか。例えば、新町千束線などでは、最近も車が転落をして、公園の側からでないと言われていなかったとか、あるいは県道田口福田線でも、田んぼの中にちょっとしたカーブで飛び込みがあったり、いろいろお聞きをするわけでありまして、そういう面では、町としての安全対策といいますか、そういうものも要るのではないかというふうに思います。町なり県なり、道路管理者の安全対策というのが要るのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 千束新町線でございますが、市川の河川堤防道路となっている箇所が多くございます。河川法の第26条で、ガードレールの支柱を堤防に打ち込む工法は堤防の強度が下がるということ、取水時にくずれやすくなるおそれがあることから設置が制限されているところでございます。

そのため、河川道路の交差点付近には危険性が高いためガードレールを設置しておりますけれども、それ以外のところは、河川堤防道路にはガードレールを設置していないということでございます。

また、見通しの悪いカーブということで、桜集落の西端から株式会社ふくもとのあたりのカーブのところ、事故があった箇所をちょっと私存じ上げておりますが、そういったところにカーブがございます。今でも小さな矢印の反射板はついておるんですが、視認性が悪いということもございますので、ここは県道でございますので、県のほうにもう少し大きな、わかりやすい矢印の反射板をつけられるかどうか、これは申し入れをしたいと考えております。

小林 博議員 今、言われましたところはもちろんですが、他のところもぜひ町道、あるいは県道全体見回しながら、特に幹線道路の場合は、そのような点の気配り、目配り、お願いしたいというふうに思います。ここは言われたから、そこだけやると、考えるというんじゃないし、やっぱり常に全体を見届けるということが要ると思うんです。県でも町でも道路パトロールなどもやられておると思うので、その点お願いしたいと思うんですが、町道路パトロールなんかやっておられないんですか。

まちづくり課長 まちづくり課に土木工手がおまして、シルバーから人を頼みまして、毎日点検をしております。

小林 博議員 その他の道路でも、いろいろ聞くことがありますので、ぜひ、その点検と維持管理、よろしくお願いしたいと思います。

この道路行政の最後に、通学道路などの交通安全対策について、一言言っておきたいと思います。多くの議員さんからいろいろ言われておるわけでありまして、前にも道路等の横断歩道や路側線のペンキ等などが非常に薄くなっておるということを取り上げられてきましたが、一向に改善をされないように思います。非常に通行量の多い幹線道路で、こういうところも非常に目立ちますので、改めて、そうした道路標示をちゃんとやり直すように求めておきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

住民生活課長 道路の横断歩道の標識につきましては、以前、石野議員からの質問もございまして、こちらのほうでも確認し、警察署へも伺いまして、薄いところがありますので、今言われましたように通学路、それから通行量の多いところについては、早急にやっていただきたいということでお願いをしまして、予算の関係で数に限りはございますけれども、やっていただけるように警察にもお願いをし

ているところでございます。

小林 博議員 ぜひそのようにお願いしたいと思えます。

次に、高齢化対策についてであります。高齢化対策については避けて通れない課題であります。そんな中で、特にさまざまな施策から言いましても、どうしても在宅という方向が非常に強まっておりますので、その面で、その対策が要ると思うんです。

一つは足の確保であります。巡回バスについて、まず、言いたいと思うんですが、巡回バスについては、今、西東、1日ごとの運行ですが、これを毎日走るといふにする。それから、川東は定時定路線などの要望も強いわけでありまして、今後、巡回バスのさらなる充実のために、バスの台数もふやすなどして、毎日運行の方向に進めていってほしいと思うんです。その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉課長 議員おっしゃいますとおり、高齢者の足の確保という観点や、観光振興などについて考えますと、充実が必要な面があるというふうに認識はしております。

ただ、経費がやはりこう大きく膨らむことが予想されますために、今年度まちづくり課で策定をする地域公共交通網形成計画の中で、アンケート調査も含めまして、検討を進めたいというふうに考えております。

小林 博議員 そういうふうなことが予算でも出ておりましたり、そういう計画をつくるということになっておりますので、特に言っております。でき上がってしまったから言ったのでは後の祭りということになりますので、今言っておりますので、計画を今からつくるんですから、これは一つ計画づくりの検討の課題に入れてください。よろしく申し上げます。

それから、もう一つ、足の確保という点では、外出支援サービスというのがありますが、その内容と利用状況について、お伺いをいたします。

健康福祉課長 内容につきましては、在宅の要援護高齢者等で、サルビア号を含む一般の公共交通機関を利用することが困難で、本人及び家族が運転できない方、これを対象とした部分で、民間事業者に委託をしまして、役場を中心とした半径15キロ以内の医療機関への送迎を行うものでございます。

28年度の実績につきましては、登録者数は36人でございます。述べ利用回数としましては、736回、委託料を295万4,682円支払っております。

小林 博議員 これが、医療機関の配置ぐあいから、せめて日赤ぐらいまでは行けるようにしてほしいというふうに思うんです。15キロという点では、ちょっと短過ぎるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 15キロという点でございしますが、単独事業として行っておる県下の市町を見てみますと、内容的には福崎町は充実しているほうだというふうに認識をしております。

もし将来的に見直しが必要であるというふうになりましたら、財源の問題も含めまして、当然時代も変わるわけですから、そういう見直しも含めまして、進めていきたいと思っております。

小林 博議員 医療機関に行くことが中心になるわけですが、これ15キロというのは具体的にどの医療機関を対象に考えられておるわけですか。

健康福祉課長 姫路市でいいましたら、国立病院あたりまでを想定しております。

小林 博議員 循環器がもう少し向こうにあり、そして今では日赤の利用もかなりふえております。したがって、循環器、日赤までぐらいは利用できるようにしてほしいというふうな意見を複数聞くわけでありまして、私ももっともだと思つたから一般質問で取り上げておるわけですね。ぜひこの点について、改善してほしいとい

うふうに、改めて申し述べますが、よろしく申し上げます。

健康福祉課長 先ほども申し上げましたように、県下で見ましても、現在のところは範囲も広いですし、充実をしておると。町単独事業としては、充実をしておる事業だと認識をしております。

ただし、これから先、高齢者がふえると、そういう状況も考えられます。在宅でというお話も当然ございますので、そういうことから、地域包括ケアシステムも含めまして、その中でも話は出していきたいと思います。

小林 博議員 ぜひ、いろんなところで前向きに検討を深めていってほしいというふうに思います。

それから、買い物難民というのが非常にふえていっておるわけでありまして。免許証も返せ返せというふうに迫られるようになってまいりました。そういうところから、移動販売など、これまでも民間の力でやられていたようなところもあるようではありますが、なかなかこれらを継続するのは困難な状況もあるようであります。

したがって、こうした移動販売など、民間がやっていただく、例えばバス会社とどこかのスーパーとが協力して、移動販売車を仕立てるとか、いろんなやり方があると思うんですが、そういったときに、公的な援助施策はないんでしょうか。

地域振興課長 兵庫県の取り組みとしまして、買い物利便性の低い市街地や中山間地等における買い物利便の向上と商店街の活性化を図るため、商店街によるご用聞き、共同宅配事業、移動販売事業などの取り組みを支援する商店街ご用聞き・共同宅配事業がございます。

小林 博議員 それらはどのように活用をされておるか、状況はわかるでしょうか。

地域振興課長 福崎町での活用はないというふうに認識をしております。補助対象者は商店街や商工会、商業者グループなどで、ご用聞き・共同宅配事業、移動販売車など、買い物の利便性を高める事業を対象としまして、1年目から3年目は補助率2分の1以内、4年目、5年目は補助率3分の1以内で、補助限度額300万円、補助期間は最長5年の補助対象事業でございます。当町でも商工会と移動販売車の運行可能性について検討を進めているところでございます。

小林 博議員 町内でも、民間の力で移動販売車がこれまでやってきたところがあるようではありますが、その車の更新が必要になって、バス会社等がもうこれはやめだというふうなことになるような状況をちょっと聞きました。そんな意味で、今まで来ておったものが来なくなるということですから、大変心配をされておるわけで、ぜひそれらの活用も含めて、対策を求めておきたいと思います。

それから、最後に福崎駅周辺の整備について、お伺いをしておきたいと思いますが、もう何回も言っておるわけでありまして、先ほども言いましたように、これは高齢者対策ということにもなるわけでありまして、駅のバリアフリーという課題を取り上げてきております。住民の皆さんからも、非常にその希望が強うございます。行きは姫路に行くとき、福崎から乗れるんだけど、帰りは階段をのぼるのが非常に辛いので、福崎駅からタクシーにのって家まで帰るぐらいなら、もう溝口駅でおりて、タクシーで帰ろうかというふうになってしまうというふうな声もお聞きをいたします。

そんな面で、駅のバリアフリー、平成32年度までというふうなことになるとお聞きをしておりますので、その面ではJRとの協議とか、県との協議も含めて、どのように進んでおるのか、確実にどんな方向で進んでおるのか、お伺いをいたします。

技 監 福崎駅のバリアフリー化につきましては、これまで定例議会のほうで答弁させていただいたとおり、福崎駅の日平均乗降客数は約3,500人です。議員おっしゃられたとおり、3,000人以上の駅につきましては、国の整備計画に合わせまして、平成32年までにバリアフリー化を進めるということで進めております。

誰もが安心して暮らせる、活動できる、ユニバーサル社会の実現に向けまして、玄関口である駅のバリアフリー化は必要であるということは、重々承知をしているところでございます。

現在、JR西日本社内におきまして、バリアフリー化の整備方針について、協議を行っているというふうに聞いております。今後その結果をもって、協議の熟度を上げていきたいというふうに考えているということでございます。

以上でございます。

小林 博議員 平成32年度までにこれが実現するというふうに考えてよろしいわけですか。

技 監 バリアフリー化はJRの事業、事業主体はJR西日本になります。JRも、国の整備方針に従って整備を進めるということで今社内で協議を進められているというふうに聞いています。

以上でございます。

小林 博議員 当然、町の負担も伴うわけでありまして、町としてもその構えがなければならぬと思うし、町民の強い要望でもありますので、ぜひ力を入れていただかなければならないというふうに思うんです。その際、単純に今の跨線橋にエレベーターだけつけばいいというのではなしに、通り抜けの自由通路等の設置ができれば、一番いいわけですから、そんな方向も含めて考えられるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

技 監 まず、現在駅前の方の整備をさせていただいております。先ほどご質問ありましたように、次は駅のバリアフリー化ということを進めるのが、次の段階にあるということでございます。したがって、今、ご質問のありました自由通路につきましては、現在のところ、構想の域を出ていないということでございます。

以上でございます。

小林 博議員 構想の域を出ていないということではありますが、その構想はぜひ実現させていただいてほしいと思うんです。姫新線の駅を回ってみますと、そんな方向でやられていっておりますので、これだけ乗降客の多い福崎駅でございますので、ぜひその点、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、駅前広場につきましては、この前、案の提示がありました。その活用はどのようにもくろんでおられるのか、次の分も行きますが、商業施設の導入とにぎわいの創出についてということで書いております。今議会では条例改正が提案されましたが、これだけで十分なのかどうか、さらにもっと、町が建物を建てて、テナントで貸すとか、そういったことも含めて、検討を広げていくという、そういうことが要るのではないかとこのように思うんですが、いかがでしょうか。

技 監 まず、2点ご質問のありました1点目でございます。駅前広場の活用についてでございますけれども、これにつきましては、広場の活用については、秋まつの屋台の練り場やシェルターの下を利用した各種イベント開催の活用策について検討し、駅前ににぎわいの創出をするという計画で進めております。

今年度につきましては、現駅前の空き地等を活用いたしまして、軽トラ市場等による地域活性化実証実験に着手するという事としておりまして、恒久的な

イベントとして、持続できるかどうかというところを検証してまいりたいというふうに考えているところでございます。

この駅前広場の活用につきましては、福崎駅前振興を考える会等を初めとする地元から、交流広場の活用方策について積極的な提案を求めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目でございます。商業施設の導入についてでございます。本議会におきまして、都市施設用地に商業施設等の積極的な誘致を図るための具体的な優遇策といたしまして、町有地の減額貸付の規定を設ける条例改正を上程させていただいているというところでございます。都市施設用地の減額貸付が可能となれば、検討事業者に対しまして、商業施設の進出検討を促すというところは確かであるということを考えております。

しかしながら、近隣市町におきまして、さまざまな優遇策を講じて、各種施設を誘致するということは承知をしておりますけれども、現段階におきまして、さらなる優遇策についての検討はしておりません。

以上でございます。

小林 博議員　　そういう私が提起したようなあり方も、また必要になるのではないかと思います。そんな面で、今後とも意見を述べてまいりたいと思いますが、大きな投資をしておりますが、これが広場と道路だけつくって、後は閑散とするというふうなことになるないように、ぜひしていったほしいというふうに思いますし、それが町民の強い関心事でもあるということをつけ加えておきたいというふうに思います。

これで一般質問を終わらせていただきますが、一番最初の契約のところちょっと書類が出てきました。県の随意契約の相手方の公示という点で、6万2,942円の公用車の賃貸借という随意契約も、こんなんでも県はホームページに出しております。そういう面、ちょっとつけ加えておきますので、よろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長　　以上で、小林博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。明日23日の本会議は、午前9時30分から開会いたします。お疲れさまでございました。

散会　午後0時03分